

## 第1回古平町議会定例会 第3号

平成28年3月11日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第23号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第24号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第27号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 7 議案第28号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について
- 8 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 9 陳情第2号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める要望陳情書

### ○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	本間順司君				
副町	長	田口博久君				
教	育	長	成田昭彦君			
総	務	課	長	藤田克禎君		
企	画	課	長	小玉正司君		
財	政	課	長	三浦史洋君		
民	生	課	長	和泉康子君		
保	健	福	祉	課	長	佐藤昌紀君
産	業	課	長	宮田誠市君		
建	設	水	道	課	長	本間好晴君

会 計 管 理 者	白 岩	豊 君
教 育 次 長	佐 々 木 容	子 君
産 業 課 長 補 佐	井 本 将	義 君
総 務 係 長	高 野 龍	治 君
財 政 係 長	細 川 正	善 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 克 昭	君
議事係長兼総務係長	中 村 貴 人	君

開議 午前10時00分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま議員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下15名の出席をいただいております。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝続君） 改めて、皆さんおはようございます。ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第22号

○議長（逢見輝続君） 日程第1、議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年度人事院勧告の内容を踏まえ、給与月額及び勤勉手当支給等の改正を行う必要があることから上程させていただくものでございます。

それでは、説明資料でご説明いたしますので、25ページをお開きください。新旧対照表でご説明申し上げます。改正箇所につきましては、アンダーラインを引いております。初めに、勤勉手当、条例第15条の2第2項の第1号中、100分の75を6月の支給する場合は100分の75に、12月の支給する場合は100分の85に改め、同項第2号中、100分の35を6月の支給する場合は100分の35に、12月の支給する場合には100分の40に改めるものでございます。

次に、別表第1（第3条関係）、給料表でございますが、31ページに新旧対照表で各級の現行と改正と差額が記載されております。

（何事か言う者あり）

○総務課長（藤田克禎君） 見えませんか。いいですか。

次、26ページ、27ページをお開きください。これまでの説明の条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

次に、この条例の目的でございます。第1条では条項のずれで、第24条第6項が第24条第5項に改めるものでございます。

次に、給料額、第3条第2項では標準的な職務の区分と、その内容は等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによるに改めるものでございます。

第4条第1項の規則を削除、第6項では55歳以上の職員に対しても人事評価を行い、勤務成績に

応じて町長が定める基準に従い決定いたします。

次に、第8条の4第2項、単身赴任手当の月額が2万6,000円から3万円に、また100キロメートル以上である職員にあっては2万6,000円が3万円に、5万8,000円が7万円に改めるものでございます。さらに、距離に応じた加算額も改正となります。

次、28ページ、29ページをお開きください。休職者の復職後の調整、第13条の3では別表第2が別表第3に改正となります。

勤勉手当、第15条の2では基準日以前における直近の人事評価の結果及びを追加し、勤勉成績を勤務の状況に改正いたします。

第2項では、人事評価における勤勉手当の額は勤勉手当基準額加算の範囲を示しており、第1号では再任用以外の職員は6月に支給する場合100分の75、12月に支給する場合100分の85を100分の80に改め、第2号では再任用職員は6月に支給する場合100分の35、12月に支給する場合100分の40を100分の37.5に改めるものでございます。

別表第2を追加して、別表第2を別表第3に改めるものでございます。

これらの条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で提案理由のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の28ページ、勤勉手当の項目です。それで、勤勉手当が6月、12月の割合を平均化する形で100分の80というふうに変更するということなのですけれども、その前段として町長の執行方針にも後段部分で述べられているのですけれども、職員の勤務評価制度を取り入れるというような内容なのですね。今までは、半年ごとの期間を区切って、この中における勤務成績に応じて支給するとしていたものを直近の人事評価の結果、そして勤務の状況に応じという表現に変えて、そして町長の執行方針にあるこういう目的で行うということになるのでしょうかけれども、具体的に今まで100分の75、100分の85というその支給が勤務成績に応じてやられてきたということなのですけれども、これが一体どのように実施されてきたのか、それが今後どのように変えられていくのかというのを具体的に説明をお願いします。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（逢見輝続君） 再開いたします。

○副町長（田口博久君） まず、勤勉手当という性格についてといたしますか、その支給方法についてご説明いたしますと、この100分の80とかいうものは個人に、期末手当は例えば給料に対してその80なり100なりという掛けたものを直接支給することになりますけれども、そもそも勤勉手当というのはその率を直接個人の給料に乗じた、掛けたものを個人に支給するのではなくて、その総額、職

員個々にその率を給料額に掛けて出した総額の範囲内で職員に支給するという性格の手当です。それが本来の支給方法なのです。よろしいでしょうか。

そして、今までどうだったのかという部分ですけれども、勤務成績に応じてという表現をしています。実際には、今までの考え方でいくと本来勤務評定やるべきなのですけれども、古平町では勤務成績としてはそれまでの実績とか、そういったことは考慮せずに勤務日数に応じた率、本来国などで想定しているのはそういう成績部分と在職日数といいますか、休暇、一定日数以上の休んだ日数、その両方を考慮して勤勉手当の額を算定するような形になっています。古平町は、その勤務日数分だけを評価して個人にその減額した形で、端的な言い方をしますと一定以上勤務していない職員の勤勉手当は減額するという形をとっていました。それは、規則なりに定められた形の中での運用です。その恣意的なことではなくて、一定の基準のもとに行っていました。

それが人事評価になって今後どうなるのかということですが、人事評価は2本立てで行います。能力評価と業績評価という2本立ての評価を行います。その能力評価のほうは、昇給に反映されます。それから、業績評価のほうがこの勤勉手当のほうに反映されます。そのような形になります。直近の人事評価、4月から人事評価を行わなければならないことに地方公務員法上規定されております。古平町では4月から動くのですけれども、実質的な勤務評価期間を8月から7月の1年間というふうに今設定しております。ですから、正確に言うと翌年、1年たたないとその評価は出てこないような格好になります。8月に向けて今4月、異動後、5月、6月から業績評価のほうについては個人の目標設定、係職は係職、係長職は係長職、課長職は課長職なりの目標設定なりをします。そういった目標設定に応じて評価期間が終わって……その目標設定に当たっても管理職が個人と面談をした上でというような形で進めていく形になります。そして、中間での面談、そして最後結果が出た段階での評価、課長職が評価をしたら、その評価結果をもとにしたまた個人との面談、そういったものを終えて最終的な評価となります。それには、今申し上げました課長管理職が行うのが1次評価、その後副町長が2次評価といった形になります。それから、課長職については副町長が1次評価、町長が2次評価といった流れになっていきます。そのような中で昇給や今お話のあります勤勉手当もその評価に基づいて、ランクづけに基づいて割合が決まってくると。割合というか、町として支給する総額は変わらないのですけれども、その中での配分が変わってくる、そういった形になってきます。

○3番(真貝政昭君) 自治法、公務員法ですか、が変わって、これは条例化は義務になるのでしょうか。選択できる可能性のあるものなののでしょうか。公務員法が変わってもこれを採用するかどうかは、自治体の首長の裁量によって選択可能なものなののでしょうか、それとも一切それは無視されて条例化しなければならないものなののでしょうか。

○副町長(田口博久君) 義務です。

○3番(真貝政昭君) そうしたら、従来の給料表がありまして、わたりは別にして、勤務年数とかによって順当に等級が上がっていく習慣がありましたよね。その習慣が維持されるにしてもこの新たな人事評価によって、それが崩れる方が出てくるという可能性はあるのですね。

○副町長(田口博久君) 大きくは、今の制度は変わりません。今は昇給、基本的には1月1日が

昇給月、今は年に1回しかありませんので、基本的に4号俸昇給します。その人事評価の結果、優秀な職員については4号俸でなく6号俸あるいは8号俸を昇給させることができると、そのような流れになります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 順当なあれからいきますと賛成する立場なのですが、私の知る限りでは教員の世界で既に勤務評定みたいのが採用されて、いろんな職場でのいろんな方の反応を直接または又聞きで耳にしますけれども、必ず精神的にくさる方が出てきて、本来は学校というのは教職員一体となって教育に取り組む現場なのですが、それが満足しない方が出てきて、そういう輪が乱れる原因にもなっているというのがあります。それから、民間ではこの成果主義というのは失敗したという、結論づけたような報告もされておりますけれども、いよいよ地方公務員の中にもこういう事態が入ってきたということで今憂慮しております。地方公務員は、一体となって事に当たる組織でもありますし、町民に対するサービスの精神でもってお互いを高めていく、そういう組織ですので、これが成果主義が持ち込まれることによって、給料でこういう形で評価がだんだん広がっていくような形が採用されますと必ず輪が乱れるという、そういう見通しが出てきますので、提案される方は義務というふうにおっしゃいまして、苦しいでしょうけれども、私が賛否を問われた法律ではやはりこれは採用すべき内容ではないというふうに考えますので、反対する理由はそこにあります。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、原案に賛成の討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第23号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正

する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第23号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

議案とともに説明資料の部分では32ページから3枚ほどありますので、32ページもお開きしておいてください。この改正条例につきましては、前段議案の16号で行政不服審査法関係の条例案を提出してございますが、これにつきましても行政不服審査法が新しいものになりましたので、それに見合う部分の改正でございます。

前段、固定資産の評価審査委員会という部分が行政不服審査法で言う審査庁という部分に当たってございますので、特出しみたいな形でここで条例改正するものでございます。行政不服審査法につきましては平成26年6月に、そして同法の施行令が昨年の11月26日に公布され、今般4月1日から施行することに伴い、本条例につきましても改正する必要があると改めるものでございます。

内容につきましては、まず議案集のほうはめくっていただきまして145、146をお開きください。固定資産の評価審査委員会につきましては、固定資産税の価格、評価額、それを皆さん不服がある場合に……済みません。価格に不服がある場合に、その審査決定をするものが委員会でございます。

そして、まずもろもろの改正を行政不服審査法と施行令の部分を準用する部分が多数ありますので、その部分で手直しをさせていただきます。

そして、大事な部分としましては手数料の額と減免の規定を条例で載せなさいということになってございます。この今回の条例に載せてございます。説明資料の34ページです。34ページの改正後の第10条に手数料の額等を載せてございます。議案でいうと146ページの1行目に第10条ということで設定してございます。内容的には、さきの手数料条例のほうにありましたように、それと同額の部分を見ております。用紙1枚につき10円と、カラーの場合は20円ということで同様の額を設定してございます。これにつきましては、10円、20円の根拠としましては行政不服審査法施行令第12条に規定しています金額が10円、20円でありますので、そのとおりにしてございます。

また、11条、議案説明書でいいますと35ページに第11条ということで載せてございます。2,000円を限度として手数料を減額または免除できるということで規定させていただいております。

議案のほうの147ページに施行日について載せてございます。28年4月1日施行すると。適用区分としましては、28年度の固定資産税に係る価格についての申し出についてこちらを使います。27年度以前の固定資産税に係る審査については、改正前の条例で対応をいたしたいと思っております。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第24号

○議長(逢見輝統君) 日程第3、議案第24号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました議案第24号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明いたします。

議案書149ページ、それと説明資料の38ページをお開きください。本件は、古平町立診療所の管理者に指定した医療法人恵尚会から当該診療所を管理運営するに当たり、入院及び通院する患者はもとより、町民誰もが親しみを持てるような通称名として海のまちクリニックを使用したい、その使用掲示、診察券だったり、領収書だったり、あと診療所の看板だったり、そういうものにこの通称名として使いたいという申し出がございました。当町としても法人の趣旨、賛同して通称名として使用することについて了承をしていたところであります。しかし、先般、後志総合振興局のほうに町立診療所の開設許可申請書の事前打ち合わせに行ったところ、この申請書に記載する名称についてはどこで使用するものについても一切統一しなければならないと。当該名称の確認については条例を見るということになって、この診察券もしくは診療所の看板等の名称と条例に書かれている名称、開設許可申請書に書かれている名称が異なれば医療法違反となるので注意してくださいという指導を受けてまいりました。その後、当町、担当を含めていろいろ協議したところ、法人からの申し出、当初は通称名として使わせてくださいという申し出でしたが、法人の趣旨自体は非常に町民、それから患者様と親しみを持っていきたいという心のあらわれと思ひまして、今回この条例自体を法人が思っている思いを酌んで条例自体を改正したいということで改正に至っております。

それでは、その改正内容ですが、議案書で第2条第1号中、古平町立診療所の次に海のまちクリニックを加えるというふうにしております。具体的には、説明資料38ページのほうに右側、改正前、名称で古平町立診療所のみになってございます。それを改正後の名称については、古平町立診療所海のまちクリニックというふうに改正するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号及び日程第5 議案第26号

○議長(逢見輝統君) 日程第4、議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案、日程第5、議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案はいずれも関連性がございますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、2つの理由により改正するものでございます。まず、1つ目は、かねてより要望がありました燃えるごみを入れる指定ごみ袋の縮小化でございます。現在は、容量が10リットルが最小となっておりますが、5リットル、15円の指定ごみ袋を追加すること、2つ目としまして町長の執行方針にもございましたが、粗大ごみ収集について検証事業を3回ほど実施してまいりました。事業評価の結果として、今後の事業展開が必要と判断されたところであり、本格的に事業展開することとなりましたので、一般廃棄物処理手数料として条例に取り扱い区分等を追加するための条例の一部改正するものでございます。

説明資料を使って説明いたします。説明資料の39ページ、お開きください。こちらの新旧対照表をごらんください。こちらの表の別表1(第15条関係)であります。右側が改正前、左側が改正後で改正部分にアンダーラインを引いております。まず、改正前の金額欄ですが、ア、容量10リットル、イ、20リットル、ウ、40リットルとありますが、改正後はア、イ、ウ、それぞれ1つ繰り下げましてイ、ウ、エとし、ア、容量5リットルの指定ごみ袋一枚につき15円を追加するものでございます。

また、40ページの改正前の取り扱い区分、アンダーラインの②、③を1つ繰り下げ、③、④とし、改正後の39ページです。②、粗大ごみを収集・運搬し処分するときを追加し、金額を粗大ごみ一つにつき240円とするものです。こちらの方法ですが、粗大ごみの戸別収集につきましては春、秋、年2回、ごみの運搬が困難な世帯を対象にしまして1回の利用につき5点以内、1点につきまして不

燃物の指定ごみ袋40リットルを2枚添付していただく方法といたします。

続きまして、議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案のご説明を申し上げます。

説明資料41ページをお開きください。議案第25号でご説明いたしました改正によりまして、第2条中、①の次に及び②を加え、第3条第1項中、10円の次に、15円を加え、7種類を8種類に改めるものでございます。

なお、この5リットルのごみ袋は燃えるごみ用のみで、販売は7月からを予定しております。

これらの条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行することになります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第25号 古平町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 古平町廃棄物処理収入証紙条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第27号

○議長(逢見輝統君) 日程第6、議案第27号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長(小玉正司君) ただいま上程されました議案第27号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。

お手元に古平町過疎地域自立促進市町村計画案ということで事前に配付している資料、それときのう1枚物を配付しました。過疎対策の流れと、この2つ用意していただきたいと思います。計画案と1枚物の過疎対策の流れと書いた資料です。よろしいでしょうか。おそろいですか。

それでは、まず先にこれまでの過疎法、それから過疎計画の経過について若干説明させていただきます。先にこの1枚物の資料で説明いたします。ここで左側の米印に高度経済成長により、農山漁村の人口が急激に都市に流入したと。そういうことで初めに昭和45年、過疎地域対策緊急措置法が制定されております。それから10年ごとに議員立法で法律が変わってございます。昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法ということで3回法律がつくり直されていると。そして、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法がまた新しく制定になりました。この法律が今までは新しく法律つくったのですけれども、10年後の平成22年には一部改正で6年間延長しました。その内容、一部改正になってございまして、そのとき過疎の要件が緩和になりました。小樽市がこの辺の町村では追加になりました。それと、過疎債の対象が拡大されまして、今までは建設事業しか、当然起債というのは建設事業が該当なのですけれども、例外的に過疎債についてはソフト事業も追加になりました。完全に起債というよりも補助金化に近いような形になりました。

それと、ここで書いてございませぬけれども、もう一点、過疎計画の策定義務も廃止になっています。つくらなくてもいいと、町村の任意だと、そういうことですけれども、過疎債を借りる場合には過疎計画をつくらなければだめだと。実質的には義務化と同じですけれども、法律上では義務づけが廃止になっております。

それから、平成26年4月にも法律が改正になりました。そして、このときは平成28年3月からさらに平成33年3月までの5年間延長しております。事前に延長になっています。このときも過疎団体の指定基準、緩和されていまして、隣の余市町が新しく過疎の指定になってございます。それと、このときも過疎債の対象事業が拡大になりまして、新しく火葬場、それと小中学校のグラウンドとプール、今までは校舎、体育館だけだったのですけれども、グラウンドとプールも対象になったと。それから、市町村立高等学校のグラウンド、体育館、プール、それから教員住宅、通学バスも過疎債の該当になりました。それと、また新しく障害者福祉施設も過疎債の対象になったと。老人福祉施設は以前からありましたけれども、平成26年の改正では障害者福祉施設も該当になっています。

そういうことで、議員の皆さんご承知のとおり、過疎債という借金は返済するときに国が返済額の7割を面倒見てくれるという大変有利な起債でございます。語弊ありますけれども、過疎計画は過疎債を借りるための計画だと、そのようにも言えると思います。そういうことで、過疎の流れを説明いたしました。

次に、本題であります古平町の過疎計画、厚いほうです。これちょっと中身、本当に簡単に説明したいと思います。まず、ページめくってください。目次が載っております。構成ですけれども、基本的な事項として当然古平町の概況、人口、産業の推移、財政状況、地域の自立促進の基本方針、これは昔と同じです。それから、産業振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流と、こういうことでずっと10まで、その他地域の自立促進に関し必要な事項と、これは法律に体系載っております。このようにつくりなさいと、そういうことでどこの町村も同じ組み立て方です。そして、各項目ごとも現状と問題点、そしてその対策、計画と、これも取り扱い要領に載っております。そういうことで、これから各項目の計画だけちょっと見ていただきたいなと思います。

それでは、一番最初の産業の振興ということで14ページをちょっと見てください。14ページです。14ページの下段に（3）、計画とあります。これは、産業振興の古平町としての計画です。ここでは（1）、基盤整備、林業で林道チョペタン線小規模林道整備事業と。次に、（4）となっています。（2）でなくて（4）と。これについても事業名は取り扱い要領で決められています。そういうことで1の次が4となっていて、地場産業の振興と。流通販売施設、特産品販売施設整備事業と。これも取り扱い要領で決まった名称を使っておりますけれども、中身としては道の駅を想定しています。そういうことで道の駅も載せてございます。ただ、この過疎計画は追加事業だとか、削除だとか、事業費が変わった場合、変更計画で議会の議決を得なければだめだと。そういうことで、振興局の指導もございまして、ある程度総合計画にも載っていますし、総合戦略にも載っています道の駅、載せてございます。そういうことでご理解願いたいなと。

次、15ページで（9）、過疎地域自立促進特別事業とございます。これがソフト事業のことです。建設事業ではなくてソフト事業と。さまざまなのがここに載っておりますけれども、ヒラメ養殖、ナマコの種苗養殖とか、このとおりこれはとんかちの建設事業ではなくてソフト事業、これについても過疎債が適用になります。

次、19ページお聞きください。19ページが交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流と、こういうことで道路、それと共聴施設の改修、それとここでまた過疎地域自立促進特別事業ということでソフト事業でコミュニティバスの運行、これも過疎の対象となります。

次、22ページ、生活環境の整備、ここでは（4）、火葬場と、そういうことでこれが26年の改正で新しく事業が追加になっています。それで、過疎計画のほうにも載せてございます。7番には、ソフト事業として定住促進共同住宅建設助成事業と。これは、民間住宅の建設への助成事業です。町で建てるのではなくて、民間への助成事業に対しても過疎債が適用になると。

次、29ページお聞きください。29ページは、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進と。これについては、（2）、介護老人保健施設、事業名としては特別養護老人ホームの整備事業と。特養も載せてございます。

次、31ページ、5として医療の確保、ここでは診療施設、診療所の機器購入事業、それから町立診療所の患者等輸送車両の整備事業、それと（3）がソフト事業ですけれども、町立診療所の運営事業、それと次の町立診療所の医療確保対策事業と、これが新しくソフト事業として今回載せてございます。

次、34ページは教育の振興でございます。ここでは、中学校の改修、スクールバスの購入、それから集会所としては集会所の建設事業、これから明和集会所、中央集会所、それぞれ総合計画、総合戦略に載っていますので、載せてございます。ソフト事業もここでは新たに異業種交流事業ということで、総合戦略の一種の婚活ですけれども、それを載せてございます。

最後になりますけれども、37ページ、集落の整備ということで以前から載せてございますけれども、ソフト事業として町内会連合会の運営事業、これも該当として載せてございます。

載せた事業が全て過疎債を借りれるかということ、そうではございません。ハード事業については、昔ほどきつなくて過疎債、割と借りれますけれども、ソフト事業については限度額でございます。特に1億5,000万もかかる町立診療所の維持管理については、全額過疎を借りるなんていうことはあり得ません。古平町の限度額としては5,000万、6,000万というふうに聞いていますけれども、その程度でございます。そういうことをご理解願いたいと思います。

古平町の過疎計画の内容の説明は、簡単でございましたけれども、説明はこれでかえさせていたきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第27号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第28号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第28号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第28号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由のご説明をいたします。

本件は、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき後志広域連合規約を変更することについて

て、関係町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更内容については、大きく2つのものがございます。まず、1つ目ですが、介護保険事業の中の地域支援事業、介護予防事業の中の地域支援事業について、今国の制度改革の中でボランティア団体までを含んだ日常生活支援総合事業というものに変えていくことになっております。ただ、この変更については平成30年まで猶予期間がございます。ところが、広域連合16町村、構成団体の中で早々この28年3月から事業を開始したいという町村が2つほど申し出が入っておりますので、この規約をその町村が新しい事業をできるようにするものでございます。それと、もう一つにつきましては行政不服審査法第81条に規定する行政不服審査会の共同事務を行うこととなってございますので、その町村間の経費の負担方法について変更するものでございます。

それでは、議案156ページ及び説明書42ページをお開きください。説明書のほうを見ていただいて説明を聞いてください。まず、現行ですが、1つ目の介護保険事業の中の地域支援事業に要する経費、(3)の②の部分です。ここを改正前が介護予防事業に要する経費、それと下のほうに包括的支援事業・任意事業に要する経費というふうに規定している部分を変更後の左の欄です。介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費としまして、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に要する経費、2つにここを分けています。新しい事業を行う町村と猶予期間のあるまでの間、従来の事業をやっている町村と2種類の町村がございますので、この経費についても2種類に分けてございます。

それと、もう一つの改正内容であります(4)番を新しく追加してございます。行政不服審査会の関係になります。後志広域連合行政不服審査会に要する経費と後志広域連合行政不服審査会に諮問した関係町村が負担するというふうに規定しています。

あと、現行の(4)、広域化の調査研究に要する経費については号を繰り下げて(5)とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 今回のこの条例改正の説明資料の中段の文言の変更なのですが、国の方針で要支援の方を介護保険から外すというやつありましたよね。あれと関係があるのですか。それが今回の改正ということなのでしょうか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 今現在介護予防事業、介護保険給付の中の介護予防事業で行われているものが国の制度改革によって市町村事業に変わります。国の負担の関係については、ほぼ変わらないです。今介護予防事業で給付費として支払われているものが今度は国の公費負担という形に変わっていくというふうに捉えてもらえればいいのかと思います。細かい部分で多少の違いはございますが、おおよその考え方としてはそういうふうに考えていただければと思います。

この市町村事業については、従来の実施の仕方、事業所によるサービス提供という部分が一番基準の緩い部分でいきますとボランティア団体が個人情報保護の部分だけ担保して行う事業まで含めましょうと。それと、従来の事業所についても少し基準を緩和した形でやれるようにしましょう

と、これを市町村事業でやりましよう、その市町村の地域資源に合わせた形でやっていきましようというのがこの制度の趣旨です。その制度に変わるに当たって、構成16町村のうち2町村が3月からその事業を実施するというので経費の関係について変更するものであります。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、今の説明を聞いていますと、町の今やられている事業が継続されていきますと町の持ち分、それから利用者の持ち分、それから事業者にとってもマイナスになる部分はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、今回の国の方針の改変によりまして事業所が撤退するだとか、そういうような内容のものではないということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、後段のご質問からお答えすると、今回の改正によって事業所が撤退するというようなことはないのかなとは思っています。

それと、前段のお話として町村もしくは自己負担の関係での不利益がないのかという部分については、今実際に予防給付として行われている事業の若干基準を緩和したほぼ同じような形で市町村事業としてやっていく場合には変わらないと思っています。ただ、この事業の中で個人情報だけを規定したボランティア団体の事業というふうになってきますと利用料金というのは相当低額になってくるのかなと思いますので、不利益というよりはそういう本当にボランティア団体等のやっている運動教室だとか、体操教室だとか、そういうもので済むような方々にとっては負担も少なくて済むのではないかとこのように捉えています。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、陳情第2号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める要望陳情書を議題といたします。

陳情第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第2号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める要望陳情書は採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時05分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員